

# 新潟県並行在来線対策協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、新潟県並行在来線対策協議会と称する。

## (構成)

第2条 本会は、別表1に掲げる団体をもって組織する。

## (目的)

第3条 本会は、北陸新幹線の開業時に東日本旅客鉄道株式会社から経営分離される信越本線長野・直江津間及び西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される北陸本線直江津・金沢間(以下「並行在来線」という。)について、生活交通確保の視点、地域振興と地域産業の視点から、経営分離後の並行在来線のあり方を幅広く検討することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために並行在来線の経営に関する調査研究等を行う。

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

2 本会の役員は、構成団体の合意により決定されなければならない。

## (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

## (正副会長会議)

第7条 本会の重要事項は、第8条で定めるものを除き正副会長会議で審議決定する。

2 正副会長会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 正副会長会議は、必要と認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。

4 正副会長会議は、必要に応じ、専門家等の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 正副会長会議は、会長の判断により書面による開催とすることができる。

6 正副会長会議は、本条第1項の定めに関わらず、会長が特に重要と認める場合は、再度理事会の決定を審議することができる。

## (理事会)

第8条 会長及び副会長を補佐する組織として理事会を設置する。

2 本会の重要事項のうち、協議会の事業、予算及び決算について審議決定するものとし、結果を会長及び副会長に報告する。

- 3 理事会が協議会の決算を審議するときは、あらかじめ第9条に定める監事に意見を聞かなければならない。
- 4 理事会は、別表1の構成団体のうち別表2の者により構成する。
- 5 理事会は、必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 6 理事長は、別表2のうち、新潟県交通政策局長の職にある者をもって充てる。

(監事)

第9条 監事は、理事会の選出により2名決定される。

- 2 監事は、前年度の決算について審査を行い、その結果を理事会において報告しなければならない。
- 3 監事は、理事又は第10条に定める幹事と兼ねることはできない。

(幹事会)

第10条 本会に幹事会を置き、正副会長会議及び理事会に付議すべき事項等本会の重要業務について、企画、立案及び調整にあたるものとする。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、非公開とする。
- 4 幹事長は、新潟県交通政策局交通政策課長の職にある者をもって充てる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、新潟県交通政策局交通政策課に置く。

(会計)

第12条 本会の経費は、会員の負担金等をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

新潟県並行在来線対策協議会構成団体		
新	潟	県
上	越	市
糸	魚川	市
妙	高	市

別表 2

新潟県並行在来線対策協議会理事会構成員	
新潟県	交通政策局長 上越地域振興局企画振興部長 糸魚川地域振興局企画振興部長
上越市	企画・地域振興部長
糸魚川市	建設産業部長
妙高市	企画政策課長

別表 3

新潟県並行在来線対策協議会幹事会構成員	
新潟県	交通政策課長 上越地域振興局地域振興課長 糸魚川地域振興局地域振興課長
上越市	公共交通政策課長
糸魚川市	商工観光課長
妙高市	企画政策課長